

議案第 6 1 号

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年 9 月 1 7 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年宇治市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条・第17条」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条の見出し中「規則への」を削り、第5章中同条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（宇治市災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査及び審議を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、附属機関として、宇治市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。